

令和 4 年 3 月 4 日

自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大について

医療機関等で健診・検診情報等を閲覧できる仕組み

ひと、暮らし、みらいのために



データヘルス改革工程表

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み	<p>患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、本人同意の上で、医療機関・介護事業所等でも閲覧可能とする仕組みを整備（2020年度以降順次～） ※ 災害・救急時には、本人確認のみで情報を閲覧可能な仕組みを整備</p> <p>その他情報（自治体検診、予防接種歴、学校健診等）についても、2021年度中に国民に負担のかからない具体的な方策や開始時期についてIT室(デジタル庁)と共に調査検討し、結論を得る。</p> <p>電子処方箋情報（リアルタイムの処方・調剤情報）22年夏～閲覧可 特定健診情報・薬剤情報（レセプトに基づく過去の処方・調剤情報）は2021年10月～閲覧可</p>					
医療・介護分野での情報利活用の推進	<p>にかかわらず共有開始</p> <p>医療機関間で共有（交換）するデータ項目、技術的な基準の検討・決定</p> <p>異なる電子カルテシステムやPHRとデータ交換可能な技術基準に対応した仕組みの開発</p> <p>医療機関NWへの組み込み</p> <p>PHR等と共有する情報（画像情報等）の検討</p> <p>対応可能な所から順次情報共有（2022年度以降順次～）</p> <p>システム要件の整理、システム改修等</p> <p>システム稼働（2024年度以降順次～）</p> <p>全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤のあり方（※）をIT室（デジタル庁）とともに調査検討し、結論を得る ※主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方</p> <p>左記を踏まえたシステムの課題整理・開発</p> <p>介護事業所間における介護情報の共有並びに介護・医療間の情報共有を可能にするための標準化</p> <p>介護情報の共有や標準化に係る調査</p> <p>全国的に介護記録支援システムの情報を含めた介護情報を閲覧可能とするための基盤のあり方についてIT室（デジタル庁）とともに検討し、結論を得る</p> <p>左記を踏まえたシステムの課題解決・システム開発</p> <p>事業所・利用者単位のフィードバックや解析による科学的介護の推進（2021年度～）</p> <p>CHASEフィードバック機能の開発</p> <p>CHASE等による自立支援等の効果を検証</p> <p>NDB・介護DB連結解析開始</p> <p>VISIT・CHASEを一体的運用、介護DBとの連結解析開始</p> <p>新たな情報収集システムに向けた更なるデータ項目の整理</p> <p>次期システムの開発</p> <p>次期システムの運用開始によるデータに基づく更なる科学的介護の実現（2024年度～）</p> <p>自立支援・重度化防止等につながる科学的介護の推進</p>					
	<p>※ 2021年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。 科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ）</p>					

特定健診等については、オンライン資格確認等システムに格納されているが、自治体検診等については、自治体中間サーバに格納されている

現状

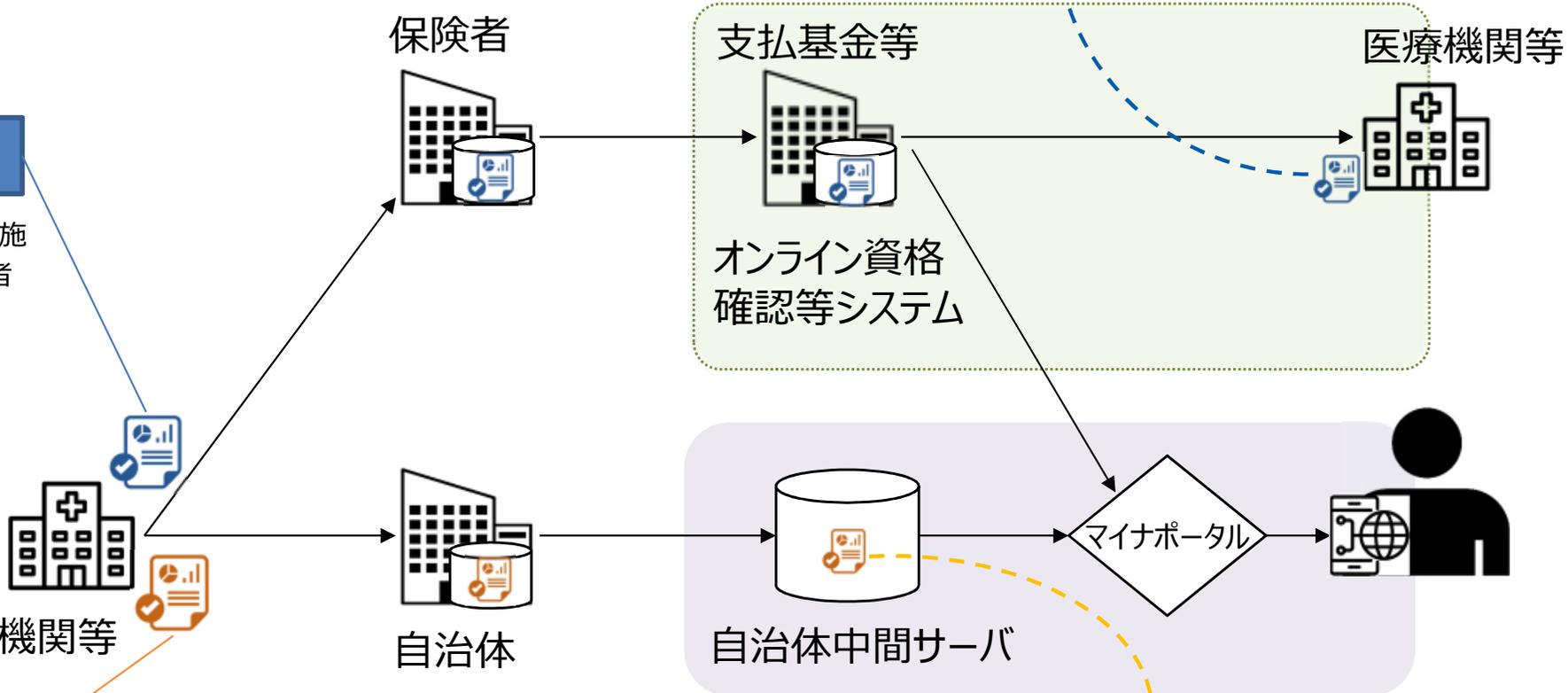
特定健診等

- 高確法に基づき実施
- 実施主体は保険者

自治体検診・予防接種歴・乳幼児健診

- 健康増進法等に基づき実施
- 実施主体は自治体

特定健診等については、本人同意があれば、医療機関等で閲覧できる



自治体検診については、令和4年6月より副本（※）が格納
予防接種歴・乳幼児健診については、すでに副本が格納済

（※）自治体システムに格納されたデータのコピー

※ 学校保健安全法に基づく学校健診（実施主体は学校）については、文部科学省が行う実証事業（令和3年度～）により、情報の格納の在り方も含め、本人や保護者がマイナポータルで閲覧できる仕組みを検討中。

基本的な考え方

以下の考え方については、今後関係者とも協議し、検討を進めていく。

- ◆ 自治体検診や乳幼児健診、学校健診、予防接種について、これらの情報を本人が閲覧・活用できる仕組みを整備することで、日常の生活習慣の改善等を通じ、予防・健康づくりにつなげられる。

※自治体検診とは、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診及びがん検診のことをいう。

- ◆ 加えて、これらの情報を**医療機関等で閲覧できるようにすることで、より良い医療につなげられる。**
 - がん検診の一部項目をはじめとして、経年でデータを取得することで、よりよい診療に役立つ
 - 感染症に対応する中での予防接種歴や、乳幼児健診情報を把握することでより良い診療につなげられる
- ◆ これらを踏まえると、自治体検診情報等を**医療機関等で閲覧できる環境を患者本人同意の下で整えることは必要。**

一方で、

- ◆ 自治体検診等の実施事務においては、自治体は紙の予診票や検診記録等を送付・受領するなど、**非効率な点も多く、事務全般のデジタル化・効率化（DX）も見据えて、**上記の環境を整備する必要がある。
- ◆ 自治体検診等を受ける本人にとっても、利便性向上のため、**紙の予診票や接種券等ではなく、デジタル・オンラインを活用できるような環境**を整えることが求められる。

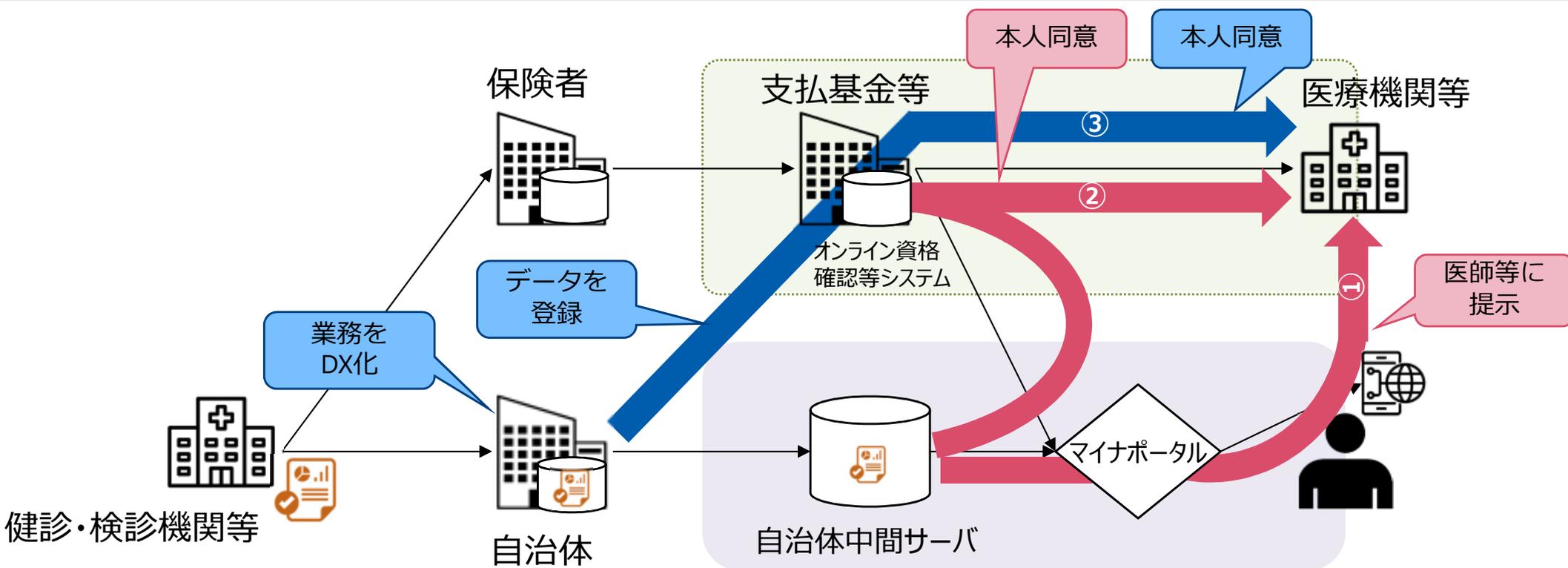


こうした状況を踏まえ、それぞれの事務や閲覧できる情報の性質も考慮しつつ、**医療機関等で情報を閲覧できる仕組みを検討していく。**

※自治体において「電子化すべき項目」とされていない妊婦健診等の情報についても、課題等を整理し、検討する。

考えられる実装方法（イメージ）

自治体検診情報等を医療機関等で閲覧できるようにするためには、以下の実装方法が考えられるが、今後関係者とも協議しつつ、検討を行う。



- 案① 患者本人が、自身の端末で自治体（中間サーバ）からマイナポータルを通じて入手した情報を医師等に提供する
- 案② 患者本人が自治体（中間サーバ）に照会・取得した情報を、オンライン資格確認等システムを通じて医師等に提供する
（※）本人から自治体への情報の照会の業務について、医療機関に委託することについて、本人の同意を得る。
- 案③ 自治体での業務のDX（接種券等のオンライン化等）とあわせ、自治体からオンライン資格確認等システムに登録した情報について、医療機関等から同システムに照会する

各案のメリット・課題と今後の方向性

案① 患者本人が、自身の端末で自治体からマイナポータルを通じて入手した情報を医師等に提供する

【国民】

- ・より良い医療を受けられる
- ・患者本人が自らの保健医療情報を提示することで、自らの健康状態把握のきっかけになる

【医療機関】

- ・より良い医療を提供
- ・自らの情報を把握した患者を診断するので、より円滑なコミュニケーションが期待できる

【その他】

- ・マイナポータル等現行のシステムを活用できる

- ・患者本人が毎度マイナポータルにログインし、さらに、医師が、患者本人の端末を閲覧することが必要

案② 患者本人が自治体に照会・取得した情報を、オンライン資格確認等システムを通じて医師等に提供する

【国民】

- ・より良い医療を受けられる
- ・本人同意方法を工夫することで、患者本人の負担軽減

【医療機関】

- ・より良い医療を提供
- ・医師は特定健診情報等と自治体検診情報等を一元的にオン資端末で閲覧やダウンロードが可能

- ・システム改修・法改正必要
- ・オンライン資格確認等システムの改修が必要

案③ 自治体での業務のDXとあわせ、自治体からオンライン資格確認等システムに登録した情報について、医療機関等から同システムに照会する

【国民】

- ・より良い医療を受けられる
- ・本人同意方法を工夫することで、患者本人の負担軽減
- ・マイナンバーカードで健診・検診等が受けられる

【医療機関】

- ・より良い医療を提供
- ・医師は特定健診情報等と自治体検診情報等を一元的にオン資端末で閲覧やダウンロード可能

【自治体】

- ・事務の効率化・コスト軽減が可能

- ・システム改修・法改正必要
- ・オンライン資格確認等システムの追加コスト発生
- ・デジタル化を前提に、自治体における事務全般を見直すことが必要

◆ **当面は、医療機関等での情報閲覧が可能となる環境整備を最も早くできる案①で対応する。**

(※ 1) 予防接種・乳幼児健診については、現状でも可能。自治体検診については、令和4年6月から対応可能。学校健診については、令和6年度中に全国で対応予定。

(※ 2) 国民にとってのメリット・デメリットの調査・検証を行う予定。

◆ **今後、政府全体のDXの動向や各事務のデジタル化の進捗状況・コスト等も踏まえ、案②・③についても、関係者と協議しつつ、検討を行っていく。**

メ
リ
ツ
ト

課
題